

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 15 日

各都道府県子育て支援新制度担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のための
ガイドライン」の周知徹底について

日頃より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等における重大事故については、事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、再発防止のための事後的な検証について通知を発出し、再発防止のための取組を進めてきたところです。

先日公表いたしました平成 28 年の「「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」の死亡事故において、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に 0～1 歳児の午睡中の死亡事故が多くなっております。

重大事故の再発防止のための事後的な検証については、平成 28 年 3 月 31 日付 3 府省担当課長連名通知により、平成 28 年 4 月 1 日から、各自治体において検証の取組を進めていただいているところです。

本年 5 月 9 日には、「教育・保育施設等における重大防止策を考える有識者会議（第 3 回）【非公開】」を開催し、検証報告書について国に提出のあった自治体

からヒアリングを実施し、重大事故の再発防止策について議論が行われました。この中で、これまで国などから出されている通知やガイドライン等が、現場の保育士等に必ずしも全て行き渡っていないと思われ、重大事故の発生リスクについての共通理解・共通認識が十分でないのではないかという指摘がありました。

つきましては、昨年3月に発出いたしました「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」及び平成28年10月5日付3府省事務連絡「「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知徹底について」の取組について、改めて、関係機関、市区町村及び各施設・事業者への周知徹底を図るとともに、現場の職員一人一人に通知等の情報が行き渡り、全職員の共通理解・共通認識が深まるよう、現場の職員への研修を開催するなど具体的な手立てを講じていただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て本部

TEL : 03-6257-1468 (直通)

FAX : 03-3581-2521

E-mail : kodomokosodate1@cao.go.jp

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-6734-3136 (直通)

FAX : 03-6734-3736

E-mail : youji@mext.go.jp

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 7947)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuanzen@mhlw.go.jp